ミライノ カード Apple Pay モバイルペイメント規定

新	旧
削除	本規定は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」とい
	う。)が発行するミライノカード(以下「カード」という。)の会
	員がカードをApple社が指定するモバイル端末(以下「モ
	バイル端末」という。)上のApple Payアプリケーション(以下
	「Apple Pay」という。)に登録・利用する場合に適用される
	事項を定めるものとする。当社は、カードがApple Payに登
	録・利用されたことをもって、会員が本規定を承認し、これ
	に同意したものとみなす。本規定に同意しない場合、会員
	は、カードをApple Payに登録・利用することができない。な
	お、本規定に定める事項以外は、ミライノカード会員規約
	が適用されるものとする。
第1条 <u>(登録·利用)</u>	<u>第1条(目的等)</u>
1.会員は、Apple社および当社所定の手続きによりカード	1. 本規定は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」

- 1.会員は、Apple社および当社所定の手続きによりカードをApple Payに登録・利用することができる。
- 2. 会員は、カードをApple Payに登録・利用することにより、カードの提示をすることなく別途当社が定める範囲、条件においてカードを利用することができる。
- 3.会員は、Apple Payを利用する場合、会員がカードを使用して通常提供を受けることのできる付帯サービスや特典等の全部または一部について、提供を受けることができない場合があることを予め承諾する。
- .. 本規定は、住信SBIネット銀行株式会社(以下「当社」という。)から当社所定の会員規約(以下「会員規約」という。)に基づきカード(ただし、当社が認めるカードに限られる。)の貸与を受けた会員が、Apple社が別途指定する機種のモバイル端末(以下「指定モバイル端末」という。)を使用する方法により、当社と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、以下当社と併せて「両社」という。)のJCBクレジットカード取引システムを利用する場合の、JCBまたは両社が会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)の内容、利用方法、その他JCBまたは両社と会員との間の契約関係を「本契約」という。)について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。
- 2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が 適用されるものとします。また、会員が本件モバイル 端末を用いずにJCBクレジットカード取引システムを 利用する場合(利用者は、特に手続きを要することな く、引き続き、指定カードを利用することができます。) については、本規定は適用されず、引き続き会員規 約およびその他の付属規定のみが適用されるものと します。
- 3. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、JCB Contactless加盟店において本サービスによるショッピング利用ができます。

4. 利用者は、本規定にかかわらず、JCBが別途公表した日以降に、本サービスによる金融サービス(キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い、または海外キャッシング1回払いにかかるサービスをいう。以下同じ。)の利用ができます。

第2条(用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (2) 「Apple社」とは、利用者に対して、Apple Payを含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供するApple Japan合同会社をいいます。
- (3) 「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約(当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。
- (4) 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末 上で起動し、利用者が本サービスの提供を受け るために必要な、Apple社が利用者に提供する Apple Payのためのアプリケーションをいいます。
- (5) 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いてJCBクレジットカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。
- (6) 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービス の提供を受けるために使用する指定モバイル端 末をいいます。
- (7) 「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCBクレジットカード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異な

第2条(セキュリティ)

1.会員は、モバイル端末を紛失した場合、モバイル端末が 盗まれた場合、モバイル端末のパスコードが第三者に知られた場合、または第三者の生体認証情報がモバイル端末 に登録されている場合、Apple Payに登録されているカードを第三者に利用される危険があることを認識し、モバイル端末およびモバイル端末のパスコードを善良なる管理 者の注意をもって管理するものとする。また、Appleユーザ IDやAppleパスワードなど、Apple Payの利用に必要となる 情報についても同様とする。

2.会員は、モバイル端末の紛失・盗難、またはApple Payに 関連するセキュリティ情報が流出した恐れがある場合、た だちにその旨をカード裏面に記載の当社連絡先に通知す るものとし、事後、当社が、カードの利用停止等、不正利 用防止のための措置をとることを予め承諾する。

なお、会員が本条に定める通知を遅滞し、または怠ったことにより、会員および第三者に生じた不利益または損害は、会員の責に帰すべきものとする。

3.利用者は、モバイル端末を第三者に譲渡、貸与もしくは 預託し、あるいはモバイル端末を廃棄しようとする場合に は、事前に本サービスの解約を行い、Apple Payにおける カードの登録を抹消するものとする。なお、会員が登録抹 消を怠ったことにより、会員および第三者に生じた不利益 または損害は、会員の責に帰すべきものとする。

- るトークン番号が発行されます。
- (8) 「QUICPay」とは、JCBが単独または当社と共に 運営するICチップを用いた非接触式決済システ ムのサービス名称をいいます。
- (9) 「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法と して選択できる加盟店をいいます。
- (10) 「QUICPayプラス加盟店」とは、QUICPay加盟店 のうち、JCB所定の標識を表示している加盟店を いいます。
- (11) 「JCB Contactless」とは、JCBが運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPayとJCB Contactlessは、いずれもJCBが運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
- (12) 「JCB Contactless加盟店」とは、JCB Contactlessを決済方法として選択できる加盟店 をいいます。

第3条(契約手続き等)

1. 両社の指定する種別のカードの会員が本規定に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、Apple社および両社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末にApple社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、両社が必要と認める場合、両社はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

家族会員が家族カードについて本サービスを利用するために本会員の代理人として本契約を申し込む場合、家族会員はあらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。

第4条(トークン番号)

1. 両社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は両社に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第

第3条(トークン番号)

1.当社は、会員がカードをApple Payに登録した後、当該 カードに対してトークン番号を発行する。

2.Apple Payによる決済が行われた場合、トークン番号が 当社に通知され、当社は、カード番号に代わって当該トークン番号によりカードの利用を特定するものとする。なお、 会員に発行したトークン番号が通知された場合、当社は、 会員が当該通知に係るカードの利用を行ったものとみなす。

3.会員は、Apple社の仕様に基づき、会員にはトークン番号の一部のみが開示されることを予め承諾する。

4.会員は、トークン番号を善良なる管理者の注意をもって 管理し、第三者に利用させてはならないものとする。

第4条(個人情報の取扱い)

1.会員の個人情報は、別途当社が定め、当社のホームページに掲載する「個人情報のお取扱いについて」に基づき取り扱われるものとする。

2.会員は、Apple Payにカードを登録した後、Apple社が会 員の個人情報に対してApple社のプライバシーポリシー (http://www.apple.com/jp/privacy/privacy-policy/) に基 3項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推 奨されません。

- 2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードに よるショッピング利用を行う場合、または金融サービス の提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店 等に対して、さらに加盟店等からJCBに対してトークン 番号が通信されることにより、利用者が指定カードに よる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが 特定されます。
- 3. 利用者はトークン番号を本契約の目的のためにのみ 使用することができるものとし、善良なる管理者の注 意をもってトークン番号を管理しなければなりません。 利用者は、本サービスおよびトークン番号を第三者に 利用させてはなりません。

づきアクセスする可能性があることを予め承諾する。また、 会員は、Apple Payにカードを登録した後、Apple社におけ る管理およびカスタマーサポートのために当社がApple社 に対して会員の個人情報を提供する場合があることにつ いても予め承諾する。

第5条(付帯サービス)

- 1. 利用者は、第3章に定めるサービスのほか、利用者が 本サービスを利用する場合に限った付帯サービスを 受けられる場合があります。
- 2. 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規 約に基づき提供を受けられる付帯サービスの一部に ついて、サービスの提供を受けることができない場合 があります。
- 3. <u>当社、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた</u> 場合には、当社、JCBまたはサービス提供会社は付 帯サービスおよびその内容を変更することがありま す。

第5条(Apple社の規定等)

会員は、Apple Payの利用にあたり、本規定とは別にApple 社が定める規定に同意する必要があること、当社はApple Payやその他Apple社のサービス・プロダクトに関して一切 の権限を持たないことを確認する。

第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)

- 1. 利用者は、自己の判断で本件モバイル端末により決済サービスの提供を受けることとしたこと、本件モバイル端末の占有を失った場合には、第三者が本サービスを悪用するおそれがあること等を考慮し、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2. 利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末 を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や 保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに 限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはなら ず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。 利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必

第6条(免責)

会員がApple Payにカードを登録・利用したことにより、モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能、もしくはその他の機能、またはモバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、会員または第三者に損害が発生した場合やカードが不正に利用された場合であっても、当社に故意または過失、法令による制限を受ける場合を除き、当社はその賠償の責任を負わない。

- ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
- Apple Payは、本件モバイル端末の占有者がApple 3. Payを利用しようとする都度、利用者が本件モバイル 端末に事前に登録したパスコード(以下「本パスコー ド」という。)を入力する方法による本人認証(以下「モ バイル端末認証」という。)を当該占有者に求め、モバ イル端末認証がなされた場合に利用可能となるサー ビスであり、両社はモバイル端末認証がなされたこと により、本件モバイル端末の占有者が利用者本人で あると推定します。利用者は、本パスコードを他人に 知られることがないよう善良なる管理者の注意をもっ て管理するものとします。また、利用者は、本サービス の利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号 等の他人に推測されやすい記号・番号等を本パスコ ードとして登録しないよう、既に登録された本パスコー ドの変更を含めた必要な措置をとるものとします。
- 4. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本 人認証機能として、生体認証機能を利用する旨を本 件モバイル端末において登録している場合、本件モ バイル端末所定の方法により生体認証を行うことをも って、モバイル端末認証を行うことができる場合があり ます。生体認証機能は利便性のある認証方法である 反面、利用者本人の意思に基づかずに、第三者によ って悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、この 点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、生体認証 機能を利用するか否かを選択するものとします。生体 認証機能によるモバイル端末認証が行われた場合、 その結果については、利用者本人が責任を負担する ものとします。また、利用者が生体認証機能の利用登 録を行っている場合であっても、本パスコードを入力 する方法によるモバイル端末認証を行うことができる 場合がありますので、利用者は引き続き、前項に定め る義務を負うものとします。
- 5. 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約また はJ/Secure(TM)利用者規定に基づく、暗証番号・パ スワードによる本人認証は原則として行われません。 ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる 場合があります。

第7条(個人情報の収集、保有、利用)

1. 利用者および本契約を申し込まれた方(以下「利用

第7条(利用停止等)

当社は、会員がミライノカード会員規約または本規定に違

者等」という。)は、両社が、(1)本契約の締結有無の 判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する 本契約に基づくサービスの提供のために、Apple社から以下の(ア)から(エ)の個人情報の提供を受け、利 用することに同意します。

- (ア) 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言 語等、利用者等がApple社に登録した事項
- (イ) <u>本件モバイル端末の識別番号、端末の種</u> 別
- (ウ) 利用者等が本契約の申込みを行われるに あたって指定モバイル端末に入力された内 容および入力方法等
- (エ) 本契約締結の諾否に関する情報
- 2. 利用者は、両社がApple社に対して、(1) Apple社に おける本契約締結後の管理、(2) Apple社の利用者 に対する本契約に関連するカスタマーサポートのた めに、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有 効期間、および本件モバイル端末を用いた第三者に よる本サービスの悪用に関する情報を提供する場合 があることに同意します。
- 3. 利用者等は、両社が本契約に基づく業務を第三者に 委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1 項に定める個人情報を当該業務委託先に預託するこ とに同意します。

反した場合やシステムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合のほか合理的に必要があると判断した場合、会員に対して事前の通知なく、Apple Payに登録されたカードの一時利用停止または解約および第3条に定めるトークン番号の一時利用停止、再発行または無効化ができるものとする。

第8条(契約不成立時および契約終了後の個人情報の利 用)

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、両社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第8条(本規定の変更)

当社は、本規定の全部または一部をいつでも改定することができ、改定する場合は当社所定の方法により会員にその内容を通知しまたは当社のウェブサイトへの掲載等により公表する。かかる改定の通知・公表の後、会員がモバイル端末によりApple Payを利用した場合には、その改定内容を承認したものとみなす。

第9条(利用可能な金額)

- 1. 利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内で、本サービスを利用することができます。
- 2. <u>前項にかかわらず、第10条第1項(ア)の加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、20,000円となります。</u>
- 3. <u>前二項にかかわらず、両社が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別</u>途定める金額となります。

第10条(ショッピング利用)

1. 利用者は、以下の(ア)から(エ)の加盟店において、 本サービスを利用することができます。これらの加盟 店には、原則として、JCB所定のマーク(マークには複数の種類があり、JCBのホームページにおいて公表されます。)が表示されますが(ただし、非対面取引の加盟店の場合はこの限りではありません。)、当該表示のない店舗であっても、(ア)から(エ)の加盟店として本サービスを利用できる場合があります。なお、 Apple Payを利用できる店舗として、Apple社所定のサ

ービスマークが表示されている店舗であったとしても、(ア)から(エ)の加盟店でない限り、本サービスを利用

- (ア) QUICPay加盟店(QUICPayプラス加盟店を 除く。)
- (イ) QUICPayプラス加盟店

することはできません。

- (ウ) JCB Contactless加盟店
- (エ) インターネット等による非対面取引を行う指 定カードの加盟店のうち、Apple Payを利用 できる加盟店(ただし、一部の加盟店にお いて本サービスを利用できない場合があり ます。)
- 2. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用することができません。また、指定カードが両社の公表する種類のカードである場合、利用者は前項(ア)の加盟店において本サービスを利用することができません。
- 3. 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつApple社所定の手続きを行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会員規約に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められる場合があります。
- 4. 前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
- 5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバ

イル端末を使用して本サービスを利用した場合、利 用者は指定カードによりショッピング利用したものとみ なされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他 のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCB または当社に対して支払いを行うものとします。 利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の 制限が課される場合、本サービスの利用もできません。 第11条(支払区分) 追加 1. 前条第1項(ア)および(イ)の加盟店においては、会 員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭 において指定できるショッピング利用代金の支払区 分はショッピング1回払いのみとなります。ただし、利 用者は、両社が認めた場合、会員規約(ショッピング 利用代金の支払区分)第2項の定めに従い、ショッピ ングリボ払い、ショッピング分割払い、またはショッピン グスキップ払いに指定することができます。 2. 前条第1項(ウ)および(エ)の加盟店においては、会 員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項およ び(利用可能な金額)第5項が適用されます。 3. 本条は指定カードがクレジットカードの場合にのみ適 用されます。 <u>第11条</u>(支払区分) 追加 4. 前条第1項(ア)および(イ)の加盟店においては、会 員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭 において指定できるショッピング利用代金の支払区 分はショッピング1回払いのみとなります。ただし、利 用者は、両社が認めた場合、会員規約(ショッピング 利用代金の支払区分)第2項の定めに従い、ショッピ ングリボ払い、ショッピング分割払い、またはショッピン グスキップ払いに指定することができます。 5. 前条第1項(ウ)および(エ)の加盟店においては、会 員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項およ び(利用可能な金額)第5項が適用されます。 6. 本条は指定カードがクレジットカードの場合にのみ適 用されます。 第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難) 追加 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本

サービスを利用された場合には、その利用代金は本 会員の負担とします。この場合、会員規約(カードの 紛失、盗難による責任の区分)第2項の適用はありま せん。

- 2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた 場合には、直ちに、次の(ア)および(イ)の措置をとる ものとします。
 - (ア) 両社に対する届出
 - (イ) <u>Apple社所定の方法による遠隔操作での</u> Apple Payの機能停止措置の実施

第14条(一時停止等)

- 1. JCBは、本サービスを提供するためのシステム(以下「本決済システム」という。)の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。 一時停止をする期間は、JCBのWEBサイトで公表します。
- 2. JCBまたは当社は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に 行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続することが困難な場合
 - (3) 本サービスまたは本決済システムのセキュリティ 上、JCBが本サービスを一時停止または中止す る必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 上記各号のほか、JCBまたは当社が本サービス を一時停止または中止する必要があると合理的 に判断した場合

第15条(免責)

- 1. 両社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。
 - (1) 本件モバイル端末(これと一体となり、または記録されているICチップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。)もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合
 - (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
 - (3) Apple社が利用者に対してApple Payにかかる サービス提供を停止もしくは中止している場 合、またはその他Apple社の事情に起因する場

追加

合

- (4) <u>前条に基づき、本サービスが一時停止または</u> 中止された場合
- 2. 両社は、利用者が本サービスを利用したことにより、 本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機 能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に 保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、 利用者に損害が発生した場合といえども、両社に故 意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。 また、両社に故意または重過失がある場合を除き、両 社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ 逸失利益は含まれないものとします。

第16条(契約期間)

- 1. 本契約は、第3条第1項の手続きが完了し、本件モバイル端末の本件アプリケーション上で指定カードの登録がなされた日(以下「契約成立日」という。)に成立し、契約成立日の5年後の応当日の属する月の末日(以下「契約満了日」という。)に終了します。
- 2. 前項にかかわらず、利用者は本件アプリケーションに おいて、Apple社所定の手続きを行うことにより、いつ でも本契約を中途解約することができます。
- 3. 第1項にかかわらず、両社は契約満了日前であって も、1ヶ月前までに利用者に対して通知することによ り、本契約を終了することができます。
- 4. 利用者は、契約満了日を両社に問い合わせる方法により、確認することができます。

第17条(解除等)

- 1. 両社は、利用者が本契約に違反し、両社が利用者に 対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合に は、利用者に対して通知を要することなく、本契約を 解除できます。
- 2. 次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、両社 からの催告および通知を要せず当然に、また(6)から (8)のいずれかに該当するときは、両社からの通知に より、本契約は終了します。
 - (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Apple社と利用者との間のApple Payにかかる契

追加

	約が終了したとき	
(3)	会員規約に基づき、会員区分の変更があったと	
	<u> </u>	
(4)	指定カード、指定カードのカード情報または本件	
	モバイル端末を第三者が悪用した可能性がある	
	と両社が判断したとき	
(5)	利用者が両社に対して、本件モバイル端末を紛	
	失した旨通知したとき	
(6)	利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な	
	違反に当たるとき	
(7)	利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき	
(8)	利用者による本サービスの利用状況が適当でな	
	いと両社が判断したとき	
第18条(準拠法)_	追加
本契約に	こ関する準拠法は日本法とします。	
_		
第19条(合意管轄裁判所)	追加
│		
場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地また		
はJCB(利用者とJCBとの間の訴訟の場合)もしくは当社		
(利用者と当社との間の訴訟の場合)の本社、支社、営業		
所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を		
第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとしま		
<u>す。</u>		
第20条(本規定の改定等)		追加
一 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意する		
ことなく、将来、本規定を改定し(本規定と一体をなす規		
か・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規		
定に付随する規約もしくは特約等を改定することができま		
す。この場合、両社等は、当該改定の効力が生じる日を定		
めたうえで、原則として利用者に対して当該改定につき通		
知します(ただし、当社の判断により、当社のWebサイトに		
よる公表をもって、通知または送付に代えることができるも		
のとします。)。なお、本規定と明示的に相違する規約また		
は特約がある場合は、当該規約または特約が優先される		
ものとしる		